

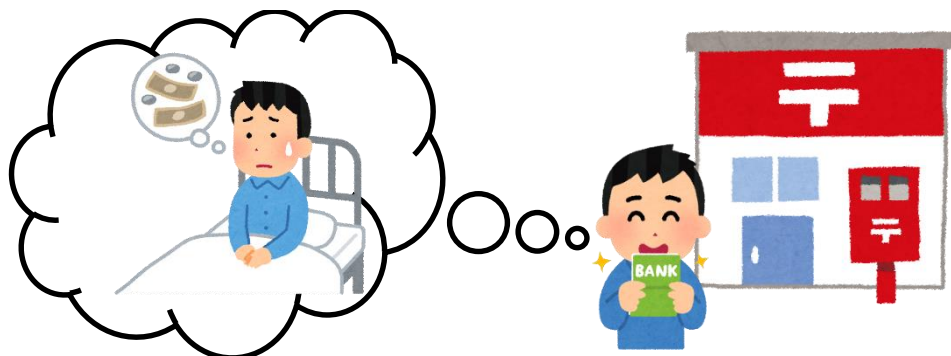
高額療養費のお手続きが簡素化されます（自動振込）

2022年11月から、高額療養費の申請手続きを国保組合加入後一度でも行っていけば、二度目以降の申請が手続き不要となり、自動振込となります。

2022年10月までは、病院（薬局）で高額な窓口負担を支払い高額療養費の対象となった場合は、国保組合に申請していただき、後日、高額療養費を国保組合から組合員の届出口座に振込んでいました。

2022年11月からは、申請手続きを簡素化し、国保組合加入後一度でも高額療養費の申請を行っていけば、二度目以降に発生する高額療養費は届出口座に自動振込します。

- ※1 一度目の申請と行き違いで、二度目以降の申請書をお送りすることがあります。その際はお手数ですが、申請をお願いします。
- ※2 国保組合から送付済の高額療養費申請書は、申請が必要です。



- ★ 高額療養費に該当する場合、診療月の3カ月以降にお振込みします。諸事情により、さらに時間を要する場合がございますので、ご了承ください。
- ★ 振込日に給付金支払決定通知書（ハガキ）を送付しますので、振込日・振込金額をご確認ください。

◆簡素化の対象外（申請が必要）となるケース◆

- 組合員が死亡したとき
- ゆうちょ銀行口座を国保組合へ届出していない方
- 住民税（所得）未申告などで所得がわからない方
- 事故やケガが原因の医療費について、『負傷原因のおたすね』を未提出の方



- ご不明な点等ございましたら、所属の支部または国保組合 給付課にお問合せください。

よろしくお願いします



東京土建国民健康保険組合
きゆうふか
給付課 電話03(5348)2985